

低湿地帯の都市化と水害対策

松井達夫*

早稲田大学理工学部土木工学科

Urbanization in Paddy Fields and the Countermeasure to Flood Damage

By

Tatsuo Matsui

Waseda University, Tokyo

Abstract

In the present paper the basin of the river Neyagawa is selected as the model of an area where the development of the area from an agricultural zone to an urban area is realized, and it is intended to know at the same time, in what way the environmental improvement is done, mainly aiming at the prevention of flood damage.

Concretely speaking, when private development is tried before public investment, damage from flood occurs as the result. The causes are: that the rapid urbanization due to abrupt economic growth has progressed in a zone of bad ground conditions, and that sufficient urban plannings and public investments could not be done because of inability of public bodies. Larger assistances from the country are expected for the promotion of arrangement of the facilities of living basis, for the prevention of pollution in rivers of cities, for the flood countermeasure in smaller rivers, for the inland floods in a low land zone, and for the storm surge protection structures. As for systems of public enterprises extending over a wide area, typical examples may be found in the project of Great London, the drainage system of wide area in Osaka-fu, etc. In such enterprises, for example, attention is to be paid not only to drainage, but also to river improvement and road, namely, the synthetic, coordinated planning is desirable. The deficiencies in the present state, if any, may be due to the unbalance between the ability of environmental arrangement of cities, economic growth, and changes in industrial structure.

はしがき

寝屋川流域に関するわれわれの共同研究は、寝屋川とその流域の自然と水害、農業地帯から都市地域への開発の道程のあとづけをすると同時に、都市造りがいかに行なわれ、水害の防除を主とする環境の改善がどのようにしてなされてきたかを考察することを目的としている。

筆者はこの最後の都市造りの経過をたどり、これに論評を加えることを分担しているものである。よつて他の研究者の分担に属すると思われる事項については、重複をさけて、必要最少限度にしか触れないことにする。また研究の対象として選んだ地域は、大阪市の東に広がる低湿地に位置する寝屋川市、大東市、東大阪市および門真市の市域であるが、筆者の意向としては、この地域を単に

一つのモデル・ケースとしてとらえ、日本の都市造りを論評しようとするもので、この4つの都市域で現在行なわれている水害対策事業その他の公共事業のやり方について詳細に論じようとするものではない。したがつて資料の関係もあつて、ある市については再々触れ、ある市についてはほとんど触れないということもあり得ることを、あらかじめ断つておきたい。

寝屋川はその名の通り、寝屋川市の東北部山地から発し、西南流する本川と、地域の東部山地に発する恩智川、また南方から北上する玉串川その他の支川から成っている。また寝屋川市から門真市にかけて南流する古川がある。地域の南部はもと大和川の流れた跡であるし、淀川の改修が出来

* 国立防災科学技術センター専門委員

るまでは、歴史時代を通じて250回の洪水に見舞われたという。元祿16年大和川を大阪湾にショート・カットするについて、その目的としてこの地域の水害の防除とともに美田を開くことがうたわれたと聞く。昭和48年版の門真市の市勢要覧は、「従来本市は、豊かな河内の穀倉地帯でその名を広く知られている河内運根も本市の特産物であつたが、近年急激な宅地造成により、農村から産業都市に移行し」云々と誌しているが、これは他の8市にも共通のことである。ただその都市化の波の押し寄せるのに多少の差違が見られるのみである。

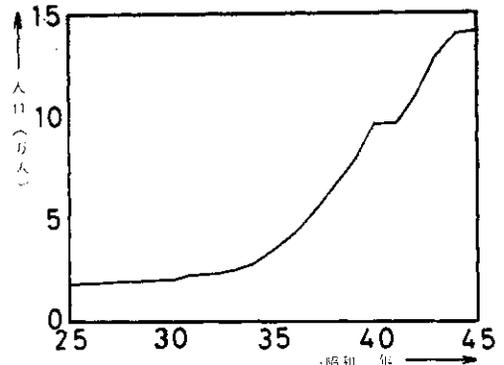
この地域の都市化は、一口に言えば、大阪の拡大ということにならう。大阪の拡大はまず、西に、北に、それから南に見られた。東への延伸はやや足ぶみしがちであつた。もちろん一概には言えない。東大阪市の中心である布施は戦前から工業都市として発展し、大阪市と連相していた。城東運河の堀さくはすでに過去のこと属する。

大都市の拡大は中心都市への接近性と土地条件によつて左右される。この地域の開発の動脈は、鉄道では近畿日鉄、阪急電鉄とそれに国鉄片町線である。これらの各線は、それぞれに都心への接近性においてやや欠けるところがあつた。これらのことが、この地域の土地条件と相まつて、いわゆるベッド・タウンとしての開発をためらわしたことと思われる。また、先に引用した門真の市勢要覧の言葉の通り、この地域は工業や流通施設の立地が多く見られる。それには道路が貢献しているわけであつて、国道1号の改良とその沿道の工業化は、この地域の開発の先行的なものと言えよう。由来、昭和の初期から大阪市とその周辺の都市計画において、「10大放射、8環状」というようなモットーがあつたが、ガンリン税創設以後の道路計画の現代化とその建設の促進は、この地域に大きい変革をもたらしつつある。一方鉄道施設の最近における改良と、それを追いかける高速鉄道網の建設計画は、都心への接近性を著るしく変えようとしている。残る問題は、地域内の都市施設の整備と環境の改善がどのようなプログラムで、どれだけ早く達成出来るかということである。そして現状では、なにかんづく、都市排水の事業に、府も市もそして国もそれぞれに力を入れているように見受けられるのである。

都市発展の中の市民と自治体

国の人口が増加し、加うるに1次産業人口の地すべりの減少をもつてして、昭和30年以降の都市への人口の集中ははなはだしいものがある。しかもそれが大都市地域に集中しつつあることは周知のことである。しかし大正から昭和にかけての時代をふり返つて見ると、6大都市という言葉に示されるように、少数の巨大な都市があつて、それに続くものがなかつた。例えばドイツの都市と比較して、そのことがよく指摘された。しかもそれらの大都市、なにかんづく東京は人口の社会増が大きく、昭和10年前後の人口増加率は3%位もあつた。大阪についても同じようなことがいえる。そして隣接する大都市圏内の都市も急速に成長した。例えば、川崎は大正の後半に市になつたが、人口の年増加率は6%にも達した。しかし現在とはもちろん相違する点も多い。農村の人口は減らなかつたし、地方小都市が今のように軒並み人口減に悩むこともなかつた。現在は国の人口の増加分に加えて、それら地方の人口ストックが急激に大きい都市、なにかんづく超巨大な大都市地域に移動し、以前からの傾向に決着をつけつつあるとも言えるのである。

それにしても、現代の急激な人口の都市集中も、昭和30年以降の、よいところ15年間の現象である。寝屋川の流域の著るしい人口増もその流れの中にある。門真は昭和8年に市制をしたが、人口のカーブが急に上向いたのは85年ころからである。35年と40年の5年間の人口増加率は全国1位であつたという。(最大年増加率約18%)他の諸都市に関しても、それぞれに事情の違いはあり、波の来る時期のずれもあるが、同様な



図一 人口増加状況図(門真市)
 44年版門真市統計書による
 45年は国調人口を追加したもの

ことが言えよう。門真については、その12・21方料という小さい市域の関係で、現在まだ空地もあるけれども、人口密度は平均してヘクターに当たり100人を超え、人口増加曲線はやや登勢を弱めたかに見える。ある程度密度が上がつてくると、空地はあつても、次第に条件、特に交通機関へのアクセスが悪くなるのと、地価の高騰のため、遮蔽される勢いが減少してゆくのは、諸所で見られるところである。このようにして市街化は先へ先へと飛んで行く。かくして残された空地を「空洞」と呼んだ人もあつたが、また一方には市街化の傾向の中にあつてなお農業を続けてゆこうとする人のあることも事実である。

このような急激な都市化の中で、問題とされることは、地方公共団体の態度と住民の反応である。われわれの今考察しているのは、いわゆる東大阪地域（注1. 東大阪地域とは、守口市、枚方市、八尾市、寝屋川市、大東市、相原市、門真市、東大阪市、交野町および四条畷町の地域をいう。大阪府、市街化区域および市街化調整区域の整備、開発、保全の方針141頁以降）の中の1部分であるが、前述のようにその1部を除いて、最近まで低湿な農村地帯として残っていた地域である。それが急速な市街化の波に洗われることになつたが、その市街化のプロセスというものは、公共のコントロールの及ばない姿で、プライベートの側の個個バラバラな形での開発が行なわれるというものであつた。すなわち土地区画整理その他の公共のコントロールの下での土地の先行的開発なしで、個人個人で土地を取得し、家を建てるというやり方である。ここにいう個人というは必ずしも字義通りの個人だけではなくて、企業も、時には府や市町のさまざまな部局をも含むものである。この場合、出入のための道路はしばしば在来の農道そのままであり、浸水を防ぐための敷地の地上げはそれぞれの意図によることになる。このような姿はひとりこの地域のみではなくて、全国いたる所に見られることである。その中でこの地域は特に雨水の排除の悪い湛水地帯であり、加うるに地盤沈下の追い打ちをかけられている地帯の1つであるということである。

都市造りには基本的な技法があるべきはずである。あたかもスポーツにおいて基本技というものが重視され、これの修得を怠つたものは優れたプレーヤーになれないといわれることと軌を1にし

ている。都市造りにおいても同様で、人が住む前に先行的になさるべき仕事があり、そのために励行すべき規則があるのである。（注2.参照）

（注2. すべてのいわゆる先進国に共通なことであるが、例えば、古く1875年のプロシヤの建築線法（英国人はこれをGerman Town Planning Lawと呼んだという。）によれば、都市郊外を市街地として開発せんとする場合には、具体的な計画図が必要なこと（第2条）、排水法を明示すること（第4条）、街路（市街地の道路の意味で、第1条によれば、車道と歩道とを有するものと定義される）の構築が不完全でいまだ一般交通に供用出来ない場合に沿道の建築を禁止出来ること（第12条）などの規定がある。また現在米国の各都市は土地整理の規則を公布しているが、その内容として街路の築造と下水管など排水設備の建設を要求している。それらのいわゆる基盤施設の整備と宅地の整理の出来たあとでないと人は住めないし、また市民は住むことを欲しないという次第である。）

画法が制定され、そのようなオーソドックスな方法がとられることが期待されているわけであるけれども、現実に見られるとおり、それが無視されているケースが少なく、市街地における交通渋滞や、浸水騒ぎがあとを断たないことは日常周知のことである。そして居住者が増加し、市街が密集してから公共団体は必要な施設を後追い式に建設することになつている。その縁由の主要なものを列挙すれば以下の如きものがある。

1. 根本的な現象として、急速な経済成長に由来する急激な都市化。

経済成長はまた経済構造の変化と言い変えることも出来よう。また急激かつ大規模な都市化ははなはだしく、土地条件の悪い地帯にも人口や企業の急増をもたらした。条件の悪い土地の環境改善にはより多額の経費を必要とする。

2. 大都市の近郊農村の都市化への心理的な準備不足。

30年代の初期、住宅公団がいわゆる団地を農業地域に建設することに取りかかつたところ、非常に抵抗を経験した。畑のこえだめからおいをふりまいて測量班を追い払つたというような事態が東京の近郊にもあつた。近郊農村地帯の町村が市街化の波に見舞われる当初の時期において、その町村の住民の多数は農民であり、従つてまたその

指導的役割にあつた人々、町村長にしても議員にしても、あるいはまた団体の役員にしても、当然その関心は農業の振興にあつても(注3.参照)(注8. 東大阪農業水利改良事業が32年から開始(44年完了)。最もこの事業は農地排水を目的としているので、都市化にも一役買っている。)市街化の方法にはなく、都市とはどういふものであり、町造りはいかにすべきかということをも十分理解していたものとは考えられない。もちろん都市化の波が己が町村に向かっていることは観察していたことではあろうが、ものごとは実際に直面するまでは正確には認識されないものである。ある人々には都市化とは悪い農地をいい値段で切り売りすることと認識されていたかも知れない。

8. 住民としての意識の不統一。

前項で、都市化のおこる時点での住民は農民が多数であつたと記したが、これは正確を欠くかも知れない。当時はすでに農民の兼業化が進んでいたからである。しかしとにかく都市民と呼ぶのはふさわしくないことは間違いない。これに対して社会増としてとらえられる新来の住民は、異なつた人種である。当然その中に農村出身者もあり都市に対する認識において大差ないものもあるがひつきようはよそ者であつて、郷土とはかかわりのない人々である。都市造りの仕事、特に当初の仕事は、もちろん在来からの居住者のためであり利益でもあるが、その結果を享受する人数は新来者の方が多いのである。宅地の浸水に限定して見ても、在来の定住地は自然堤防など比較的安全な所にあるのはどこでも見られるところであり、(注4. 参照)

(注4. 新来者が各自地上げをする結果、湛水の水位が上昇して、ここも安全ではなくなるというところも起こつた。)

新来者は条件の悪い所に住むことになるのである。先行的な都市造りの仕事が、在来者にとつて非常に割りのよいものであるならばいざ知らず、さもなければ未だそこに居ない、全くの見ず知らずの将来居住者のために心労することは、平常の人にとつては考えられないことであろう。眼前に遠く広がる青々とした稲田や蓮田が、工場や住宅で埋められている姿を眼前に浮かべることの出来るものは、余程想像力の豊かな人であつたに違いない。かくして開発は国道その他幹線道路の沿道

から、鉄道駅の周辺から、またそれらから派出する、とにかく引越シトラックの通行可能な、道路沿いに、そして土地取得の出来た個所に広がって行く。公共団体の建設する公営住宅団地も役場の出張所もこの選にもれない。

4. 公共団体の非力なこと。

前項において地域公共団体において、住民もまたその代表者も都市造りに対してはなほだ消極的であることを指摘した。しかし、意識の士があつて、都市化を積極的に誘導してゆくことを意図した場合にはどうであつたらうか。ここにおいて地方公共団体の非力なことによつてからざるを得ない。

地方自治体の財政力の弱いことは、昔から今に至るまで、常に論ぜられるところである。このような人口急増地帯に限らず、除々に成長しつつある地方都市においても、便益的なものにせよ、環境的なものにせよ、いわゆる社会資本の蓄積の少ないことは公知のことである。まして人口急増地帯の自治体においては、特にその初期において、流入する新来の住民の大量を抱えて、住民サービスに追われることになり、社会資本的なものに手が廻らない。都市計画事業の過去を見ても、大正9年1月の法施行以来、都市計画のプランは出来ても、地方都市はその実現の力をもたなかつた。ようやく昭和8年になつて、国道と府県道に該当する都市計画道路の築造に総額50万円の国の補助が用意されて、いくつかの都市が街路築造の都市計画事業を遂行することが可能になつた。現在の時点においても基本的事情に変わりはない。神武景気以来、わが国経済の高度成長は、以前とは比較にならない大きな財政力を国にも自治体にも与えたけれども、その成長と大都市近郊の人口増とは、いわば並行して起こつたわけであつて、無計画な社会資本の蓄積に乏しい市街地が広がることを防ぐことにはならなかつた。この地域の諸都市もその例にもれないわけで、人口や企業の集積によつてようやく自治体も自力をたくわえ、反面増加した市民や企業の要求にこたえるために、後追いのながら公共投資に意欲をもやすことになる。この場合以前に比して国の援助の比重が大きいため、より大きい期待が国の施策におかれている。(注5. 参照)

(注5. まず施策についての国のプライオリティーのおき方が問題である。現在下水道に重点がおかれるようになったし、街路、区画整理について

はガソリン税以来資金が多くまわるようになった。(次に補助率も戦前に比して高くなっている。)

この地域が人口急進をはじめた時期は「神武景気」につぐ「岩戸景気」の時代であり、有名な「所得倍増計画」は昭和 8 6 年であった。8 8 年には新産都市の指定があった。建設省の昭和 4 0 年版国土建設の現況(いわゆる建設白書)は、その第 1 部、総編に「豊かな生活を目指す国土建設のあゆみ」という副題をつけている。現在豊かな社会の裏面の害悪が急進されているが、同書の第 1 部の第 8 章、「主要な問題点と対策の基本的方向」の第 2 節は「生活基盤施設整備の推進」と題している。この白書に生活基盤施設という言葉が見えたのはこれが始めてと思われるが、その内容として(同書 2 9 頁)、住宅、公園緑地、日常生活道路、事故防止、都市用水などと共に、都市河川の汚濁防止、中小河川の氾濫対策および低地地帯の内水や高潮防衛施設が挙げられている。4 0 年版の建設白書が都市の生活基盤施設を重要問題として特に提起するに至つたのは、ようやくそれが傍観出来なくなつた都市や人口急増地帯の情勢のしからしめるところであつた。

広域行政の役割

社会的、経済的に密接な関係にある地域を、公共団体の境界に関係なく、総合的に開発計画をたてることの必要性は、都市計画の畑では地方計画と称して古くから推奨されていたが、実際的には各国とも見るべきものがなかつた。しかし戦後はようやく情勢が変つてきた。その方法としては、関係市町村が連絡委員会のごときものを作ることがその 1 つ。特定の事項について市町村が組合を作る場合もある(1 部事務組合)。港湾、交通、電力など個々の事項について、いわゆる ad hoc authority を設けることももう 1 つの方法である。またトロント方式と呼ばれるものは、関係市町村の上にもう 1 つ全地域的な政府を作つて、広域的、根幹的施設の建設をそれが分担するというものである。1 9 6 8 年の London Government Act は、大ロンドンと呼ばれる地域内の市町村を整理統合して 8 2 の London Borough を新設すると共に、それらの上に Greater London Council と呼ぶ政府を乗せて、都市施設のローカルなものと同域的根幹的ものの建設管理を分担することとしている。これに対

し先般改正されたわが国の下水道法は、新しく地域政府的なものを作ることはせず、在来の府県が根幹的施設を建設管理することとしたのは、問題がその行政区域内に限定される場合妥当なことである。この考え方は現在の都市計画法の取つている方法でもある。在来の下水道法は下水道をもつて市町村の固有の事務としていた。しかし本地域のよりの多くの市が隣接している場合には、総合的な対策が有利とされる。また下水道の流末は、直接海に入ることの出来る場合の外は結局河川に入るのであつて、河川改修をも含めた総合性を達成出来ることも、この流域下水道の考えの利点とされよう。

東大阪地域の排水問題には、寝屋川水系の管理者として、大阪府は早くから指導的な立場にあつたし、戦後も 2 0 年代から計画が練られてきた。そして流域下水道についても、下水道法の改正前の昭和 4 0 年から、実質的には着工している。(注 6. 大阪府による寝屋川流域下水道事業は全国にさきがけて着工された。計画面積 1 5, 5 8 5 h a, 計画人口 1 9 3 万, 管延長 7 4 k m, 全体事業費 7 8 0 億円。区域は 1 1 市 1 町にわたる。4 6 年現在全国に 1 9 の事業がある。(建設白書))

結局、府は広域的な幹線下水路として地下鉄道の隧道をもしのぐ巨大な管渠と処理場を建設する。これを流末として、各市は公共下水道の建設に数年前から着手しているし、また市域内の小水路の改修を、いわゆる都市下水路として行なつていく。

かくてこれらの水はすべて寝屋川の水系に入り込むことになる。問題はその寝屋川の疏通容量であつて、まだ多くの問題を府は抱えている。その中でも主要なものの 1 つは大東市の往道駅付近にある。川をはさんで密集市街地があり、川に密接して商店街が発達している。川の改修・拡張はこの市街地の改造を前提としなければ不可能である。江戸川の改修のために埼玉県は宝珠花の町を移転したが、この場合はそれ以上の大仕事であろう。大東市は都市再開事業を約 6 0 億円の予算で 4 6 年度から 5 7 年事業として着手したが、困難でもやり遂げねばならぬ仕事である。もう 1 つの問題は寝屋川の最流末にある。ここには既に水門とポンプ場があるが、上流の予測を超えた宅地化のため流出量が計画を上廻つたので、容量不足になつたということである。この対策としては寝屋川の上流において直接淀川に逆排水することが考

えられている。(注7.参照)

(注7. いわゆる寝屋川導水路(国の直轄事業)で、常時は淀川から水を流して河川浄化に役立て、多雨時に逆に淀川へポンプ・アップする。)この外生駒山系山麓の砂防も府の力にまたれるものである。この地域の開発には、水の問題ばかりでなく、府道、府営公園その他の施設の建設、あるいは建築指導行政(東大阪市は45年建築主事を設置した)など、また市の事業に対する財政的援助や技術的指導など、多方面にわたる府の役割りがある。われわれは中央環状線において大阪府の能力を象徴的に見る思いがするのであるが、多岐にわたる府の施策が時間的にも総合性を失わないことを期待したい。

国の施策

前々節において、昭和40年版建設白書を例にひいて、都市の生活環境整備に動く国の姿勢を見た。国の政策は都市造りに限らずすべてのことに大きく影響するし、公共事業の予算は都市の施設の進捗を左右する。その中で道路については、ガソリン税の創設以来、これとても十分とはいえないが、大きいのびを示している。問題の都市河川や中小河川についてはどうであろうか。

明治以来、土木事業費の中で河川改修費は中心的存在であった。わが国の自然条件のしからしめるところである。そしていわゆる大河川の改修が進められてきたが、大河川も数が多い上に一度改修が終ったものも災害の現状にかんがみて再検討の要を生じてくるので、中小河川にまわる予算は常に基だ乏しかつた。しかし近年中級の河川に大災害の発生が続いたことと都市域の拡大によつて都市内の小河川の氾濫を放置出来なくなつたことで、中小河川にまわる予算のシェアは増大しつつある。この予算は「補助河川改修事業」の枠内にあり45年度の実績では、河川改修事業の総額は約1,688億円(前年度より282億円増)、そのうち補助河川改修事業は約698億円(前年度より138億円増)でシェアは42%である。そのうちに都市山河川改修費補助約28億円が含まれている。(注8.参照)

(注8. 河川事業の補助率は対象河川や事業目的で細分されているが、3/4から2/3, 1/2, 4/10, 1/3など。(北海道、離島などは除く)第2寝屋川は用地を除いて3/4. 上流部や小支川は単独事業

である。)

建設省は41年11月、大都市周辺における中小河川対策について、特命査察報告書を出しているが、筆者も委員の1人として東大阪地域を視察した。第2寝屋川の工事も相当進んでいる時期であつた。当時の中小河川補助予算は2百数十億程度で都市内小河川にはほとんど金がまわらなかつたから、多少財政力のある都府県は単独事業で施行する場合も少なくなかつた。現在建設省は河川局に都市河川対策室を設けて、この問題に取り組み、予算も上向いてきたけれども上記の段階にある。

一方下水道はどうであろうか。建設省下水道課の調べたところによると、建設省のみならず、各省の公共事業予算全体の中に占める下水道予算の占めるシェアはつきのごとくである。

年 度	昭和37	38	39	40	41	42	43	44	45
シェア(%)	1.5	1.7	2.0	2.2	2.6	2.9	3.1	3.3	3.6

37年度の金額は60億、45年度のそれは、約474億円で、各年の伸び率は37年度の144から途中少し下がって48年度の114に落ちこみ、44年度121, 45年度127と急上昇している。現在下水道部が出来、再重点施策の1つになっていることは周知のところである。この地域の各市も40年代になってそれぞれ公共下水道の建設に取りくんでいることは前項で述べた。なお建設省都市局で終戦直後から「都市水利事業」なる項目で小水路の改修事業に細々と補助金を出してきたのが、下水道課の設置の際、それに引きつがれ今日都市下水路なるものになっているというのが筆者の観察である。わが国の都市で、下水道の築造がはなはだ遅れたのは、尿尿の処理にほとんど世界独得の方法があつたという沿革によるものと考えられる。また多少の雨で浸水騒ぎを起こすのは、低湿な都市の立地として避けるべき地帯にも人が住まざるを得ない、自然的なまた人為的な事情による。この悪条件を克服するためには国の強い援助が必要なのである。下水道事業に受益者負担の制度もあり、起債も可能であるので必ずしも高い補助率は不要かも知れないけれども。現在における各市の公共事業

水害対策は公共事業の1部門として考えられている。それゆえに筆者は他の研究者によるこの地

歳入 表-1 一般会計才入 (門真市)

	41年度		42年度		43年度		44年度		45年度	
	予算現額	%								
市 税	924,502	60.0	1,266,749	68.8	1,538,919	57.7	1,880,000	60.1	2,284,808	55.6
自動車取得税交付金					18,221	0.7	28,000	0.7	83,000	0.8
地方交付税	125,480	8.1	10,000	0.5	13,040	0.5	10,000	0.3	170,000	4.1
交通安全対策特別交付金					4,698	0.2	5,000	0.2	5,500	0.1
分担金及び負担金	300	0.0	300	0.0	5,822	0.2	6,419	0.2	8,856	0.2
使用数及び手数料	66,257	4.3	69,866	3.8	72,689	2.7	81,567	2.7	92,866	2.2
国庫支出金	76,322	5.0	141,674	7.2	224,708	8.4	271,855	8.9	311,308	7.6
府支出金	48,852	3.1	43,292	2.3	100,084	3.7	109,227	3.6	171,250	4.2
財産収入	4,254	0.3	200	0.0	11,680	0.4	4,875	0.1	3,670	0.1
寄付金			200	0.0	55,886	2.1	5,000	0.2	6,000	0.1
繰入金							125,000	4.1	248,000	6.0
繰越金	36,977	2.4	96,604	5.3	140,714	5.3	10,000	0.3	10,000	0.2
諸収入	30,626	2.1	54,566	3.0	117,080	4.4	102,802	3.4	127,647	3.1
市債	209,600	13.6	157,600	8.5	370,300	13.8	448,500	14.7	646,100	15.7
臨時地方特例交付金	19,970	1.3	237	0.0						
合 計	1,542,640	100	1,841,288	100	2,673,181	100	3,087,245	100	4,118,000	100
の び 率			119		145		114		136	

歳出 表-2 一般会計才出

	41年度		42年度		43年度		44年度		45年度	
	予算現額	%								
議 会 費	84,898	2.2	42,590	2.3	44,468	1.7	44,737	1.5	54,171	1.3
総 務 費	262,967	17.1	342,276	18.6	409,241	15.3	558,808	18.4	836,540	20.3
民 生 費	121,458	7.8	183,231	9.9	308,888	11.5	426,809	14.0	573,799	13.9
衛 生 費	218,878	14.1	308,845	16.6	560,986	21.0	374,514	12.8	366,240	8.9
農林水産業費	85,317	5.5	73,415	4.0	57,959	2.2	59,110	1.9	69,413	1.7
商 工 費	5,169	0.3	5,275	0.3	9,952	0.4	21,619	0.7	26,028	0.6
土 木 費	269,170	17.5	282,330	12.6	267,526	10.0	571,297	18.8	832,633	20.2
消 防 費	61,241	4.0	71,782	3.9	84,216	3.1	100,165	3.3	133,299	3.2
教 育 費	402,852	26.1	468,153	25.4	722,371	27.0	671,260	22.1	951,031	23.1
公 債 費	73,902	4.7	109,914	6.0	199,476	7.4	196,062	6.5	255,195	6.2
諸 支 出 金	4,225	0.3	4,846	0.3	6,686	0.2	8,864	0.3	9,621	0.2
予 備 費	3,073	0.2	1,682	0.1	963	0.0	5,000	0.2	10,000	0.2
合 計	1,542,640	100	1,841,289	100	2,673,182	100	3,087,245	100	4,118,000	100

注 44年度から衛生費の中から公共下水道が加わった。
 公共下水道特別会計は44年度 247,661千円 45年度 591,182千円

城の市街化の進み具合と対応して、道路、水路など一切の公共施設の出現を、年を追って跡づけることが出来ることを望んだけれども、諸般の事情で放擲ざるを得なかつた。ここでは時間と離れて、各市で行なわれ、また行なわれつつある事業を概観するとどめる。

この地域に市制が敷かれたのは東大阪市が最も古く、戦前からの布施市が42年に東部の町村を合併して東大阪市と称した。寝屋川市は26年、大東市31年、門真市88年である。(注10.参照)(注10. 45年国調人口、東大阪500千人大東93, 寝屋川207, 門真141。)

それぞれ市制と同時に、あるいはそれ以前から都市計画法の適用を受けたわけであるが、法の改正により、東大阪地域として9市1町の区域を広域的総合的に計画することになっている。地域の開発の第1歩は交通施設にあるので、どこにあつても公共事業は道路建設からはじまるのは、この地域においても同様である。都市計画と同事業の各市共通のものを挙げれば、街路、駅広場、公園、公共下水道、都市下水路、土地区画整理などである。45年、市街化区域、市街化調整区域の区分いわゆる線引きが決定した。このほか汚物処理場、塵埃焼却場などの衛生施設も見られる。門真市が計画幹線道路の2路線に先買権、買取請求権を伴う建築規制(都市計画法第55条の規定による)を行なつてゐるのは現時点ではまだ珍しいケースと言えよう。また自然発生的に出来た密集市街地内の道路を整備するため、府が細街路計画と称するものを奨励しているのも、大阪府独得のものかも知れない。(注11.参照)

(注11. 府の建築都市街地建築課の所管で、既存の狭い街路を広げて100~150mの網目に6m巾以上の道路を整備しようというもの。巾4m以上の分に府が助成(民間に対し)する。46年では助成単価は平米6,500円、不足のときは市が補うが、合計13,000円が限度であるという。

(寝屋川市の場合)

また市によつては駅前の改造を企画しあるいは着手している。先述の大東市の住道、門真市の古川橋のごときである。すでに無計画開発の修正の段階に来ていたのである。1例として門真市の財政事情を表1・表2に示す。この一般会計のほかには同市はいくつかの特別会計があるが、その中に住宅地区改良事業、2つの土地区画整理事業と、44年度からの公共下水道会計も含まれる。急激な人口、企業の集中と共に、急速な財政規模の拡大と経費配分の状況を見ることが出来よう。

あとがき

本文において、筆者は大都市周辺地域の急速な変容とあと追いつかない公共事業の執行をながめてきた。公共事業は最近になつてようやく目に見える成果を挙げるようになってきたが、この地域が都市としてますます容を整えるにはまだ相当な時間を要することは、現地を見るもの等しく感ずるところであろう。この混とんの原因を一口にいえば、都市環境整備の能力と経済成長や産業構造の変革の不均衡ということになるろうか、また現在行なわれている公共事業にも、その計画や事業のプログラムに問題があるろうが、そこまで立入る余裕がない。

最後に現地調査において種々協力をいただいた府市の方々に感謝の意を表する。